(三)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。（附則第一二条の四関係）

(1)　環境負荷の少ない自動車

次の期間に初回新規登録を受けた自家用の乗用車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ　(ろ)の適用を受ける自家用の乗用車のうち、(ち)(1)イに掲げるものに対する(ろ)の適用については、当該自家用の乗用車が平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三一年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三一年四月一日から同年九月三〇日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三二年度分の種別割に限り、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

ロ　(ろ)の適用を受ける自家用の乗用車のうち、(ち)(1)ロに掲げるものに対する(ろ)の適用については、当該自家用の乗用車が平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三一年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三二年度分の種別割に限り、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

(2)　環境負荷の大きい自動車

(ろ)の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車を除く。）のうち、(ち)(2)に掲げるものに対する(ち)(2)イ及び(ち)(2)ロに定める年度以後の年度分の種別割に係る(ろ)の適用については、税率の概ね一〇〇分の一五を重課する特例措置を講ずることとした。

(三)　道府県知事は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。（附則第一二条の五関係）

(三)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車の取得が平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、当該取得された自動車に係る環境性能割を非課税とする措置講ずることとした。（附則第五三条の二関係）

(四)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第五四条関係）

(1)　平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日までの期間　平成三一年度分及び平成三二年度分

(2)　平成三二年四月一日から平成三三年三月三一日までの期間　平成三二年度分及び平成三三年度分

(五)　道府県は、環境性能割額に相当する額の一〇〇分の四三に相当する額を、道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付することとした。（第一七七条の六関係）

(六)　電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車のうち平成三〇年軽油軽中量車基準又は平成二一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車のうち、自家用の乗用車が平成三三年四月一日から平成三四年三月三一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三四年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三四年四月一日から平成三五年三月三一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三五年度分の種別割に限り、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。（附則第一二条の三関係）

固定資産税及び都市計画税

(一)　福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が平成三一年四月一日から平成三四年三月三一日までの間に帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を当該特定公共施設等に係る工事の完了から五年度間はその価格の三分の一の額とすることとした。（附則第一五条関係）

(二)　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から平成三三年三月三一日までの間に特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を当該土地使用権の始期に該当する日から五年度間はその価格の三分の二の額とすることとした。（附則第一五条関係）

(三)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が平成三一年四月一日から平成三四年三月三一日までの間に当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税について、一定の住宅である家屋については取得から五年度間は当該家屋に係る固定資産税額の三分の二の額、当該住宅以外の家屋については取得から五年度間は当該家屋に係る固定資産税額の三分の一の額をこれらの家屋に係る固定資産税額から減額することとした。（附則第一五条の八関係）

(四)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二八年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、平成三一年度又は平成三二年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の二関係）

(五)　平成二八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者（以下「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成三一年度又は平成三二年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、平成三一年度又は平成三二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成三一年度分又は平成三二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の二関係）

(六)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、平成三一年度分又は平成三二年度分の固定資産税についても各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額について納付する義務を負うものとすることとした。（附則第一六条の二関係）

(七)　仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地等である場合において、当該被災住宅用地等につき登記簿等に所有者として登記等がされている当該被災住宅用地等の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成三一年度分又は平成三二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地等とみなして、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（附則第一六条の二関係）